

Ⅱ．中国標準必須専利権に関する司法保護動向調査

1．中国における標準必須専利の実態を理解するために、過去の司法保護動向を調査する。

2．調査分析方法

(1) 検索対象：中国標準必須専利と関連のある、すべての行政訴訟事件と民事訴訟事件。

(2) 検索期間：1988年1月1日から2018年8月1日。

3．検索方法

(1) データベース：知産宝（IPHOUSE）中国知的財産権判決文書データベース

(2) 検索範囲

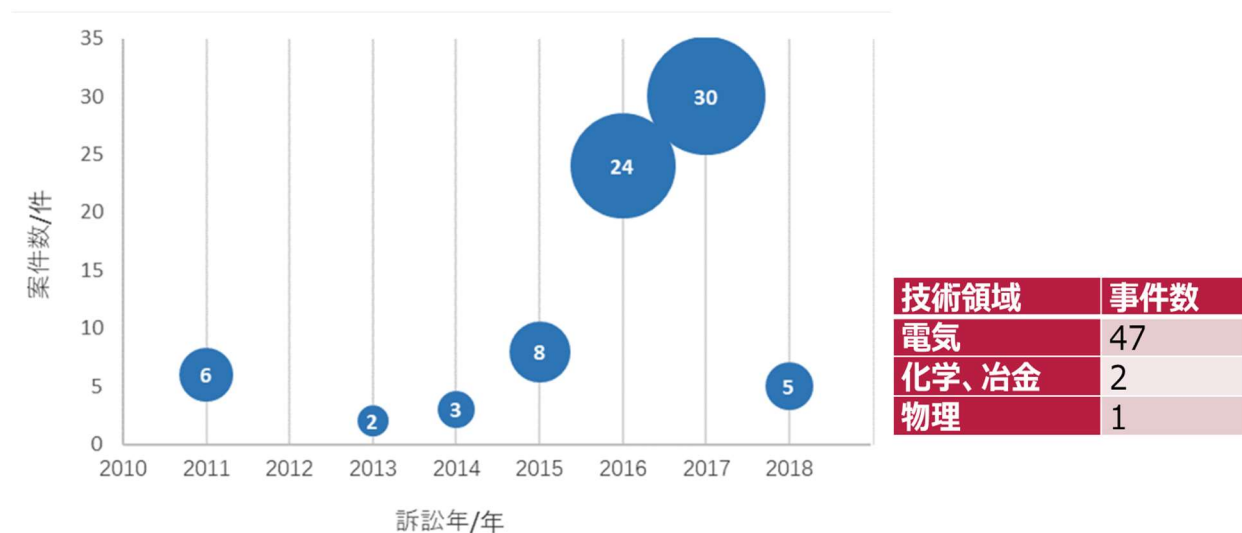
上記データベースから「必須専利」や「FRAND」、「許諾費」などをキーワードとして検索してヒットした事件について、標準必須専利に関する事件かどうか調べた。

同時に、補足として、標準必須専利に関する司法解釈『専利権侵害紛争事件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の司法解釈（二）』の第二十四条の引用状態と、メディアで発表され議論されていた事件などを調査した。

4．検索結果

(1) 訴訟年度分布

検索によって得られた標準必須専利の案件は全部で78件であり、いずれも民事事件である。その訴訟年度分布を下の図に示す。



（2）訴訟の技術領域

判決書 10 件、裁定書 78 件（事件関連専利単位では判決書 7 件、裁定書 53 件）を確認した。うち、専利番号が確定している事件は 50 件であり、その技術領域は右上に記載の通り。

なお専利番号が確定できない事件は、すべて裁定書である。

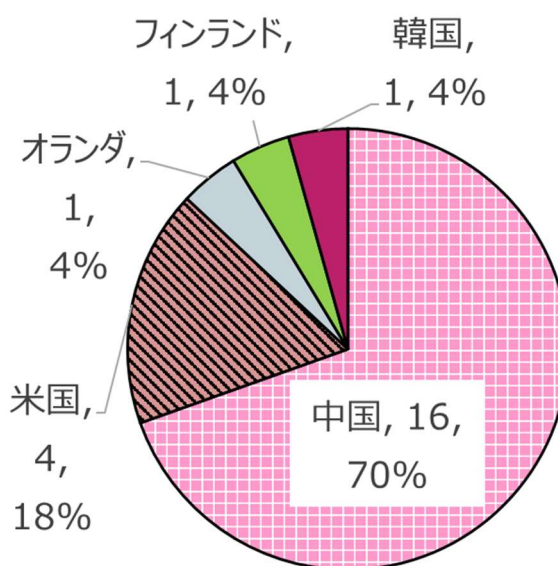
（3）原告属性（自然人、法人、他）

これら 78 件の標準必須専利の案件において、関連する原告当事者は 23 名である。この原告 23 名のうち、83%が法人当事者で、個人当事者は 17%のみである。このことから専利を技術標準に組み入れることはすでに一種の企業発展戦略になっている。

ますます多くの企業が、標準と専利を結合することによって市場を支配している。

（4）原告属性（投資元企業の国籍）

原告の国籍としては、外国原告または原告の投資元が外国企業である原告が、案件全体の 30%を占め、うち米国系が最も高い比率を占めた。結果を下に示す。（国名、企業数、原告属性比率¹⁾）



¹ 注：原告属性の比率

原告属性比率：各原告当事者の案件数を総案件数 78 件で割ったものだが、複数の原告に関係する案件があるため、比率の合計は必ずしも 100%ではない。

（５）標準必須専利に関する行政規定の進化プロセス

2015 年 12 月 31 日に発表された『国务院独占禁止委员会の知的財産権を濫用する独占禁止に関するガイドライン』（意見募集稿）で、第四部分は標準必須専利ライセンス料の問題に対して作られた。このライセンス料が「不公平な高額のライセンス料」にあたるかを分析する際、下記要素を考慮できる。

- 1 許可された標準必須専利の技術価値；
- 2 関連産業の技術特徴；
- 3 標準に合致する製品が負担する全体のライセンス料の状況；
- 4 関連の標準必須専利によるライセンス承諾；
- 5 関連の標準必須専利の以前の比較可能なライセンス料の基準；
- 6 関連製品市場の仕入れと販売の合理的な利益スペース。

（６）標準必須専利に関する司法規定の進化プロセス

2017 年 4 月発表の北京市高级人民法院『専利権侵害判定のガイドライン』第 149 条から第 153 条の規定は標準必須専利に関連している。

このガイドラインは、以下の 3 つの問題を明確にした。

- ① 標準必須専利ライセンス交渉は信義誠実の原則に従わなければならない。
- ② 公平、合理、無差別許可義務の立証責任は専利権者方にある。

また、6 種のケースは専利権者が故意に義務違反を犯したと認定できる。

- ③ 5 種のケースはライセンス交渉の過程において、被疑侵害者に明らかな過失があったと認定できる。

標準必須専利の知的財産保護体系において、単独の立法はなく、専利標準化の実用化過程において行政機関と切り離すことができない。

また標準の制定と管理は業界全体、さらには国全体にとって大変重要な問題である。

よって今日の保護制度では、中国の標準必須専利の保護は、行政と司法で並行してなされており、（ダブルトラック）、不完全な発展の現状であり、実態にもとづく理論がさらに実態に作用している。